タル事ニシテ誠ニ恒慨タルモノアルモ今回支給セル額ハ會社ノ現
狀ヨリ見テ最大限度ノ額ナル旨ヲ陳述シ而シテ代表委員ノ顏ヲ立
ツルノ意味ヲ以テ多少ノ讓歩ヲナセリ
職工側モ會社ノ意ヲ諒トシ下記ノ妥協額ニ同意ヲナセリ職工中委
員ノ妥協ニ憤タラズ委員ノ不信任ヲ叫ビタルモノアリタレド問題
トナルニ至ラズ結局一同委員ノ取極メヲ承認シ六月二十日事モ無
ク解決セリ

今度ノ解雇ニ對スル手當（六月十四日申渡）

三ケ月迄　五日分
六ケ月〃　十五日分
一ケ年〃　三十日分
一ケ年以上ハ一ケ月毎ニ一日分加算ノ事

大正拾年七月解雇ニ際シ支給セル額

三ケ月迄　五日分
六ケ月〃　十五日分
一ケ年〃　三十日分